

産業技術研究センターの平成18年度決算における利益処分の考え方(案)

利益処分の承認にあたっての基本方針

「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」は以下のいずれの要件にも合致する場合に承認する。
 ①当該事業年度における経営努力により生じたと認められるもの
 ②法第26条第2項第6号に基づき、中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするものでかつ合理的な使途であると認められるもの

損益計算書

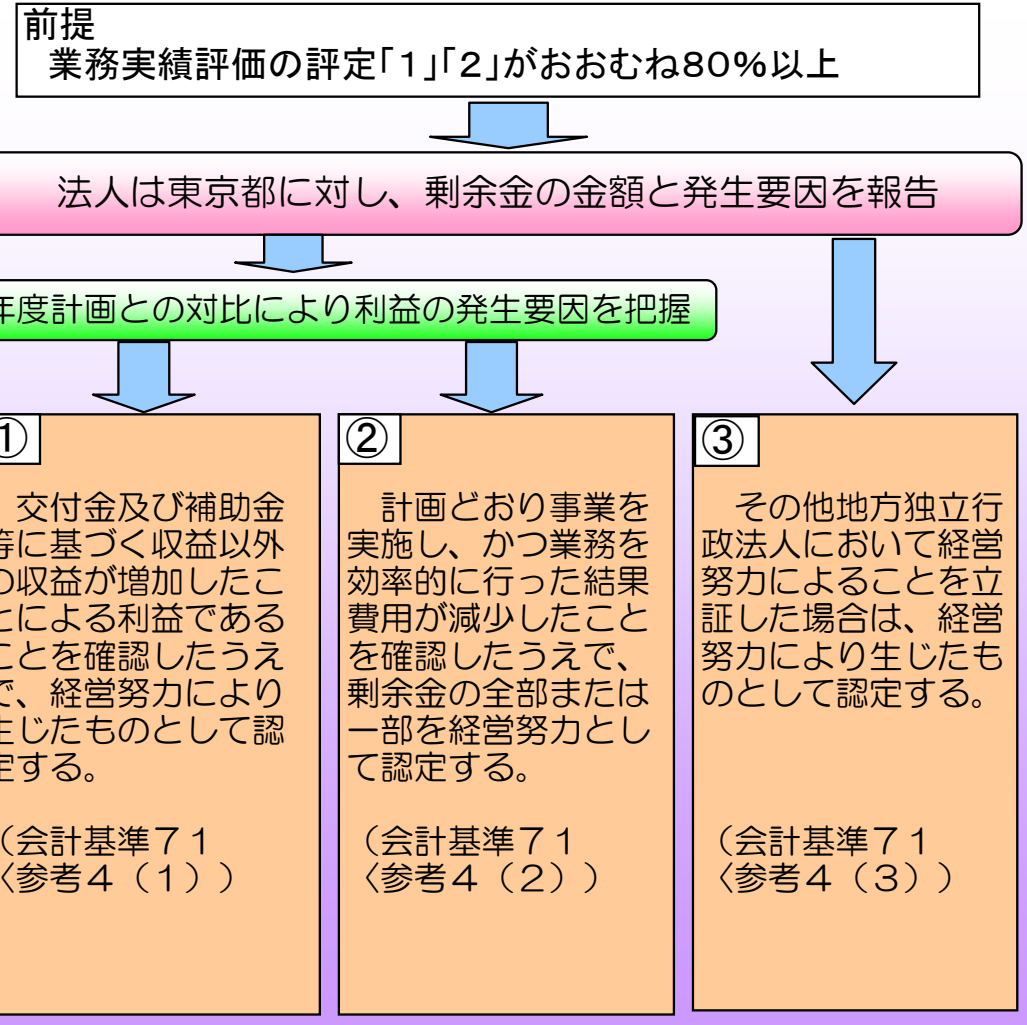
自己収入	剰余金
標準運営費交付金	費用
特定運営費交付金	費用 ※1
補助金等収益	費用 ※2
都からの受託事業収益	費用 ※3

経常収益

経常費用

利益処分

経営努力認定



認定

非認定

経営努力認定額 (知事の承認を受ける額)

目的別積立金として整理し、翌事業年度に係る中期計画の剰余金の使途に充てることができる。

積立金

中期計画期間終了後設立団体へ返還

※1 特定運営費交付金は費用が発生する毎に同額を収益計上するため、交付金額と費用は同額になる。
 ※2 ※3 補助金等収益及び都からの受託事業収益の一部は、概算交付した補助金を金額確定後精算するものであるため、収益金額と費用は同額になる。

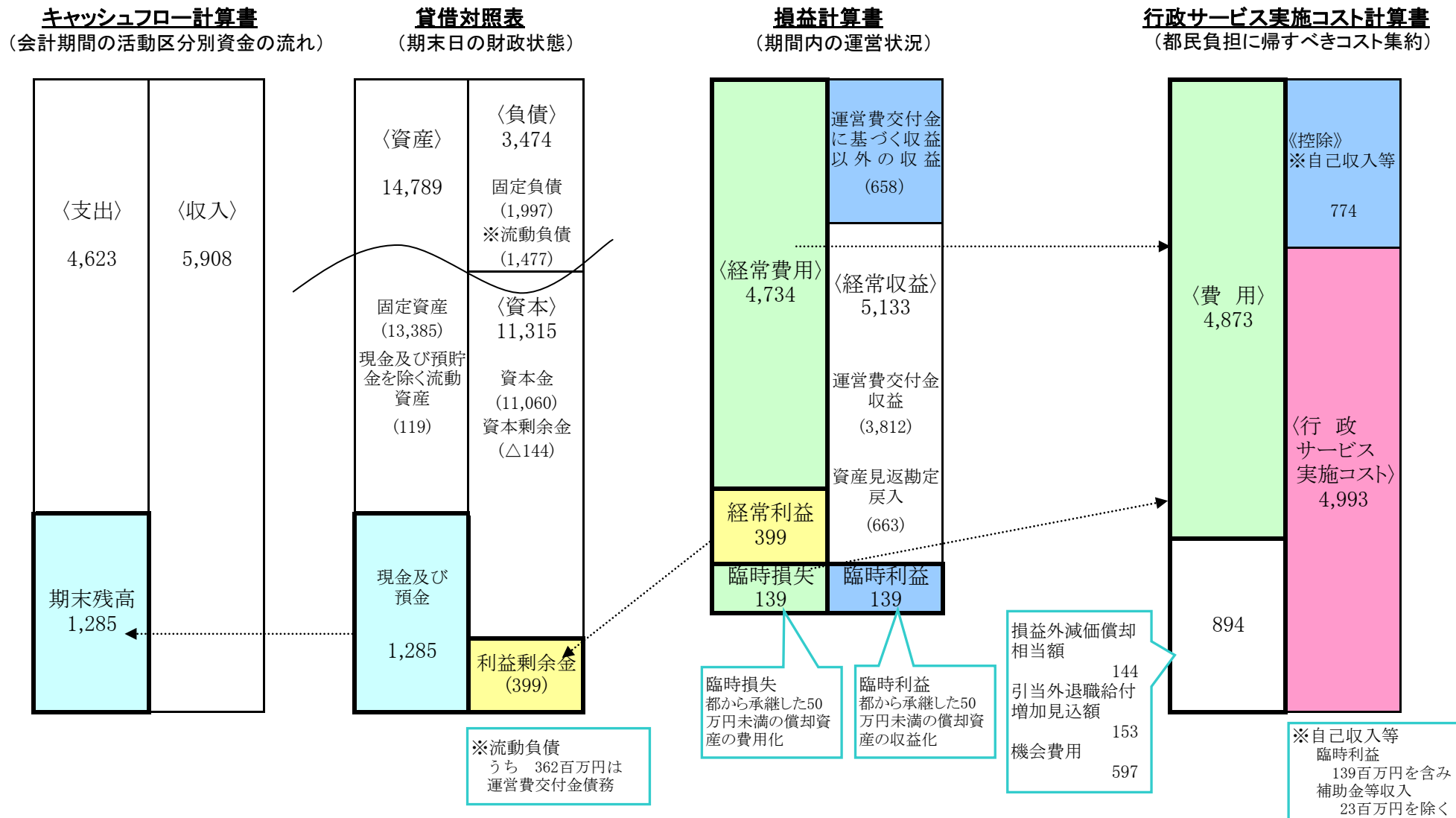
平成18年度 産業技術研究センターの財務諸表の概要について

1 東京都立産業技術研究センターの財務諸表の取り扱いについて(地方独立行政法人法第34条)

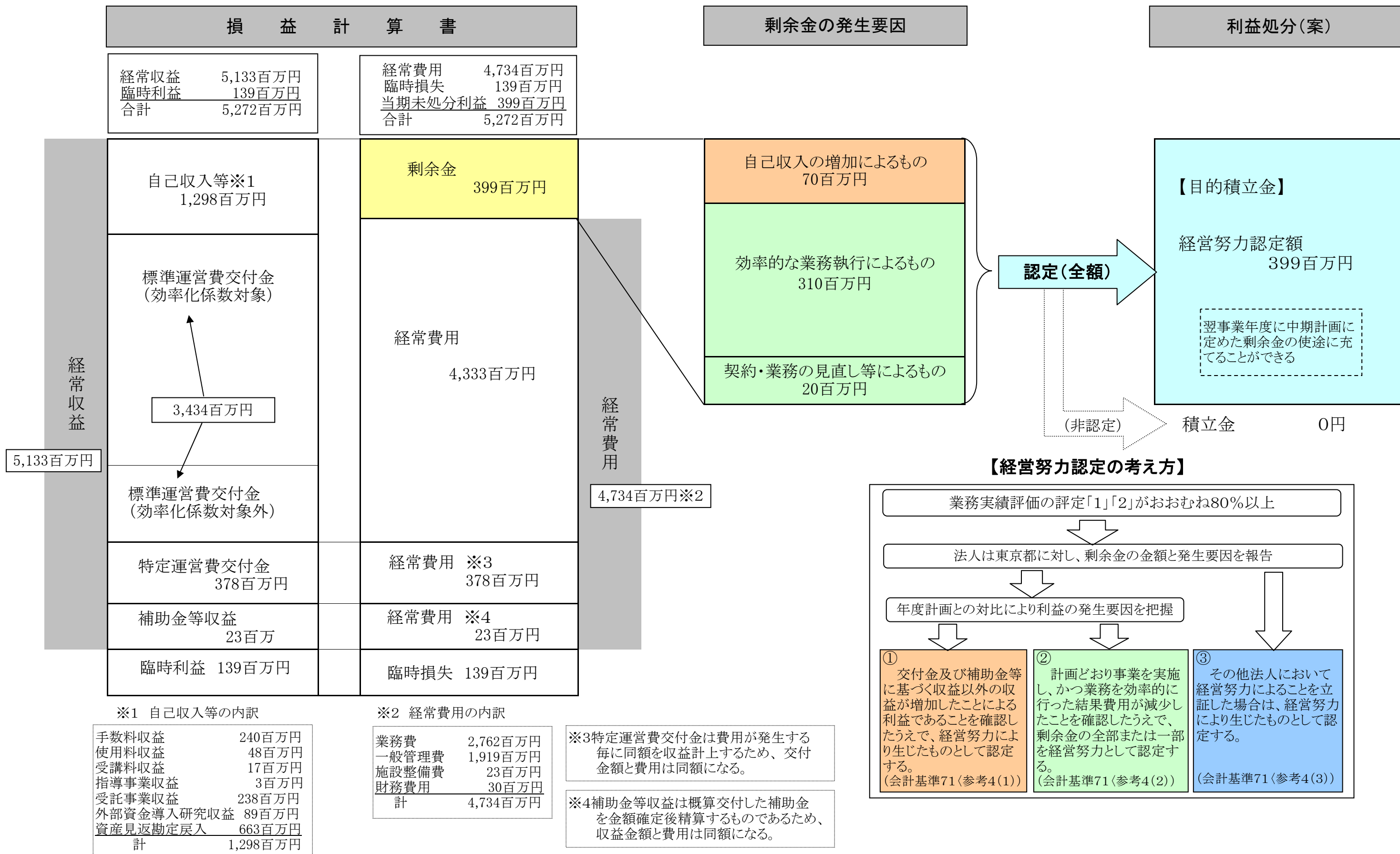
- (1) 法人は、毎年度事業終了後三月以内に財務諸表を作成し、設立団体の長へ提出し、その認定を受けなければならない。
- (2) 法人は、財務諸表及び決算報告書に関し、監事の監査を受けなければならない。
- (3) 設立団体の長は、財務諸表の承認をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かななければならない。
- (4) 法人は、設立団体の長から財務諸表の承認を受けたときには、遅滞なく、財務諸表等を一般の閲覧に供しなければならない。

2 平成18年度財務諸表の概要及び相互関連図

単位: 百万円



平成18年度 産業技術研究センターの剰余金の概要及び利益処分案について



※1 自己収入等の内訳

手数料収益	240百万円
使用料収益	48百万円
受講料収益	17百万円
指導事業収益	3百万円
受託事業収益	238百万円
外部資金導入研究収益	89百万円
資産見返勘定戻入	663百万円
計	1,298百万円

※2 経常費用の内訳

業務費	2,762百万円
一般管理費	1,919百万円
施設整備費	23百万円
財務費用	30百万円
計	4,734百万円

※3 特定運営費交付金は費用が発生する毎に同額を収益計上するため、交付金額と費用は同額になる。

※4 補助金等収益は概算交付した補助金を金額確定後精算するものであるため、収益金額と費用は同額になる。